

ご契約に関わる重要事項の変更（低圧）（ご変更後の重要説明事項）

この書面は、小売電気事業者であるアルカナエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が、電気事業法第 2 条の 14 の規定に従い、本「ご契約に関わる重要事項の変更（低圧）」を交付の上、当社がお客さまと既に締結されている電気需給契約の 2026 年 11 月 10 日からの変更に関する重要な事項を説明するものです。変更の詳細は下記のご契約に関わる重要事項の新旧対照表をご確認ください。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解いただきますようお願いいたします。

1. ご契約におけるお客さまの供給地点特定番号

お申込み内容のご案内に記載の供給地点特定番号となります。

2. ご契約の変更内容（下線部分変更）

現行（2024 年 7 月 31 日版）	改正（2026 年 10 月 10 日版）
1.ご契約について (2)契約年月日 お申込み内容のご案内に記載の年月日となります。	1.ご契約について (2)契約年月日 お申込み内容のご案内に記載の年月日となります。 <u>お客さまと当社との間で本契約が成立した場合（本約款 10(1)に基づき契約期間が更新される場合の更新を含みません。）、法令に基づく申込みの撤回または電気需給契約の解除その他の事由により初回事務手数料の支払義務が生じない場合を除き、次に定める初回事務手数料を申し受けます。</u> <u>初回事務手数料（1 契約につき 1 回） 3,300 円（税込）</u> 初回事務手数料の詳細は、本約款別表第 7 表(1)をご参照下さい。
(7)電気料金およびその算出方法 (省略) (追加)	(7)電気料金およびその算出方法 <u>ならびに手数料</u> ①電気料金 (現行どおり) <u><使用電力量が 0 キロワット時の場合の基本料金について></u> <u>契約種別に基本料金が定められている場合は、本約款に別段の定めがある場合を除き、料金の算定期間における使用電力量が 0 キロワット時である場合であっても、電気需給契約が継続している限り、基本料金を申し受けます。</u> <u><最低利用料金について></u> <u>基本料金、電力量料金および調達調整額の合計額が、次に定める最低利用料金を下回る場合は、次に定める最低利用料金を適用します。この場合、電気</u>

	料金は、「最低利用料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金」といたします。 <u>最低利用料金（1 契約につき 1 月） 500 円（税込）</u> 最低利用料金の詳細は、本約款別表第 2 表(10)をご参照下さい。
(追加)	<u>②手数料</u> <u>お客さまには、電気料金に加えて、以下に定める手数料を、本約款に定めるところにより、お支払いいただきます。</u>
(追加)	<u>(a) 初回事務手数料</u> <u>お客さまと当社との間で本契約が成立した場合（本約款 10(1)に基づき契約期間が更新される場合の更新を含みません。）には、(2)「契約年月日」に定めるところにより、次に定める初回事務手数料を申し受けます。</u> <u>初回事務手数料（1 契約につき 1 回） 3,300 円（税込）</u>
(追加)	<u>(b) コンビニ等支払手数料</u> <u>当社が(9)②「コンビニ等支払いの取扱い」に定めるところにより、電気料金等をお支払いいただく場合、お客さまには、次に定めるコンビニ等支払手数料をお支払いいただきます。</u> <u>コンビニ等支払手数料（1 請求につき） 330 円（税込）</u>
(追加)	<u>(c) 再請求事務手数料</u> <u>当社が(9)③「再請求の取扱い」に定めるところにより、電気料金等を再度請求し、当社が指定するバーチャル口座その他の支払方法によりお支払いいただく場合、お客さまには、次に定める再請求事務手数料をお支払いいただきます。ただし、当社の請求処理上の誤りにより当社が再請求を行う場合は、再請求事務手数料を申し受けません。また、同一の電気料金等について、上記のコンビニ等支払手数料を申し受ける場合は、再請求事務手数料を重ねて申し受けません。</u> <u>再請求事務手数料（再請求 1 回につき） 330 円（税込）</u>
(省略)	<u>(d) 解約手数料</u> <u>（現行どおり）</u> 各種手数料の詳細は、本約款 13 の 3、19 及び 37 ならびに本約款別表第 7 表をご参照下さい。

(8)使用電力量の計量方法および料金算定の方法 使用電力量は、本件一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。料金の算定期間は、前月の計量日（検針日）から当月の計量日（検針日）の前日までの期間とします。ただし、①電気の供給を開始し、再開し、休止もしくは停止し、または電気需給契約が終了した場合、②契約種別、契約電力等の変更により料金に変更があった場合、③その他当社が適当と判断した場合は、<u>基本料金</u>を日割計算いたします。 (9)料金等の支払い方法 (省略) (追加) (追加) 料金が支払期日までに支払われない場合には、その算定の対象となる<u>料金</u>から消費税等相当額を差し引いた金額に<u>年 10%</u>を乗じて得た延滞利息を申し受けます。	(8)使用電力量の計量方法および料金算定の方法 使用電力量は、本件一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。料金の算定期間は、前月の計量日（検針日）から当月の計量日（検針日）の前日までの期間とします。ただし、①電気の供給を開始し、再開し、休止もしくは停止し、または電気需給契約が終了した場合、②契約種別、契約電力等の変更により料金に変更があった場合、③その他当社が適当と判断した場合は、<u>基本料金（最低利用料金の適用がある場合は最低利用料金）</u>を日割計算いたします。 日割計算の詳細は本約款別表第 6 表をご覧ください。 (9)料金等の支払い方法 ①原則 (現行どおり) ②コンビニ等支払いの取扱い <u>当社は、お客さまが希望する場合または当社が電気料金等の支払いを受けるために必要があると判断した場合、お客さまに払込票、支払番号、電子バーコードその他当社が指定する識別情報が記録された媒体を発行し、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリその他当社が指定する方法により電気料金等をお支払いいただきます。この場合、お客さまには、(7)②(b)「コンビニ等支払手数料」に定めるところにより、コンビニ等支払手数料をお支払いいただきます。</u> ③再請求の取扱い <u>お客さまが登録したクレジットカード支払いの方法または口座振替支払いの方法による電気料金等の支払いが完了せず、当社が電気料金等を再度請求する場合、当社は、当社が指定するバーチャル口座その他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。この場合、お客さまには、(7)②(c)「再請求事務手数料」に定める再請求事務手数料をお支払いいただきます。</u> ④延滞利息 <u>電気料金、手数料または工事費負担金その他の費用が支払期日までに支払われない場合には、その算定の対象となる電気料金、手数料または工事費負担金</u>
--	--

	その他の費用から消費税等相当額を差し引いた金額に年 <u>14.5%</u> を乗じて得た延滞利息を申し受けます。
2. 契約の変更または終了・解除 (1)お客さまからの申出による契約の変更または終了 <契約の変更> (現行どおり) <契約の終了> 契約期間中に契約の終了を希望される場合は、切り替えを希望する他の小売電気事業者を通じて行う方法、または当社に電気需給契約を解約する旨を解約希望日とともに書面で通知する方法によることができます。 (ただし以下は現行どおり) (2)当社からの契約の解除・解約 次のいずれかに該当する場合、当社は、本契約の解除または解約をすることがあります。この場合、当社は、解除日の 15 日前までにその旨をお客さまに通知するものとします。 (①及び②は省略) ③お客さまが振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合 (④から⑨までは省略)	2. 契約の変更または終了・解除 (1)お客さまからの申出による契約の変更または終了 ①契約の変更 (現行どおり) ②契約の終了 契約期間中に契約の終了を希望される場合は、切り替えを希望する他の小売電気事業者を通じて行う方法、または当社に電気需給契約を解約する旨を解約希望日とともに書面または電磁的方法で通知する方法によることができます。 (ただし以下は現行どおり) (2)当社からの契約の解除・解約 次のいずれかに該当する場合、当社は、本契約の解除または解約をすることがあります。この場合、当社は、解除日の 15 日前までにその旨をお客さまに通知するものとします。 (①及び②は現行どおり) ③お客さまが振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合、またはお客さまが電子交換所の取引停止処分、株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分または他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けた場合 (④から⑨までは現行どおり)
5. その他 (3) 電気料金の変更 ①次のいずれかの状況変化が生じた場合、当社は、電気料金を変更できるものとします。 イ 旧一般電気事業者が同社の対応する基本料金または電力量料金を変更(料金体系に影響を及ぼす約款の変更を含みます。)した場合。旧一般電気事業者とは、<u>東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社</u>をいいます。	5. その他 (3) 電気料金の変更 ①次のいずれかの状況変化が生じた場合、当社は、電気料金を変更できるものとします。 イ 旧一般電気事業者が同社の対応する基本料金または電力量料金を変更(料金体系に影響を及ぼす約款の変更を含みます。)した場合。旧一般電気事業者とは、<u>北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州</u>

(2026 年 10 月 10 日までに電気需給契約を締結したお客さま)

(ロからニまでは省略) ホ その他、諸般の事情に伴い、 <u>基本料金または電力量料金(調達調整額を含みます。)</u> が不相当になった場合	電力株式会社をいいます。 (ロからニまでは現行どおり) ホ その他、諸般の事情に伴い、 <u>基本料金、電力量料金(調達調整額を含みます。)、最低利用料金その他の電気料金</u> が不相当になった場合
--	--

3. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称：アルカナエナジー株式会社（登録電気事業者登録番号 A0040）

住 所：東京都港区六本木 1-4-5 アークヒルズサウスタワー16F

お問合せ先：電話番号 050-1707-3683

メールアドレス info@arcana-energy.co.jp

受付時間：土曜・日曜・祝日・祭日を除く平日の午前 10 時から午後 6 時まで